

習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)
運營業務委託事業者募集要項

目次

項目		ページ
1. 趣旨	...	1
2. 概要	...	1
3. 契約期間及び契約締結の条件	...	2
4. 提案上限額	...	2
5. 応募資格要件	...	3
6. スケジュール	...	4
7. 応募手続	...	4
8. 施設見学	...	5
9. 応募書類(第一次審査書類)の受付	...	6
10. 企画提案書(第二次審査書類)の受付	...	7
11. 選考方法	...	7
12. 審査基準	...	8
13. 選定結果の通知公表	...	9
14. 契約協議及び契約	...	9
15. 問合せ先	...	9

令和4年5月

習志野市こども部子育て支援課

1. 趣 旨

この要項は、習志野市が「習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託」の事業者選定にあたり、契約候補者を選定するため公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2. 概 要

(1) 件名

習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託

(2) 対象施設

きらっ子ルームやつ

(3) 施設所在地

習志野市谷津5丁目5番3号 ステージエイト1階(面積125.16㎡)

《内訳》

物 件	面 積
物件1(建物正面向かって左側)	80.76㎡
物件2(建物正面向かって中央)	44.40㎡
合 計	125.16㎡

(4) 開設日時

1週間のうち、火曜日を除く6日間の午前9時から午後4時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

(5) 業務内容

- ① 習志野市では、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を身近な地域に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、国が定める「地域子育て支援拠点事業」として実施している。
- ② 市内の地域子育て支援拠点は、現在、「こどもセンター」6か所(習志野市こどもセンター、習志野市立東習志野こども園こどもセンター、習志野市立杉の子こども園こどもセンター、習志野市立袖ヶ浦こども園こどもセンター、習志野市立大久保こども園こどもセンター及び習志野市立新習志野こども園こどもセンター)及び「きらっ子ルーム」1か所(きらっ子ルームやつ)で実施している。併せて、地域子育て支援拠点では国が定める「利用者支援事業」も実施している。
- ③ 詳細は、別添の「習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)の内容に基づき、業務を実施するものとする。
- ④ その他、事業の実施にあたっては、「習志野市地域子育て支援拠点事業実施要綱」及び「習志野市利用者支援事業実施要綱」、その他関係法令等を遵守する必要がある。

ある。なお、関係法令等の改正により、業務内容等について変更する場合がある。

3. 契約期間及び契約締結の条件

(1) 業務履行期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

※開設準備期間 令和4年9月1日から令和4年9月30日まで

(2) 開設準備期間

開設準備期間については、委託業務の引継ぎや、建物賃貸借契約及び光熱費等の諸契約の締結等を行うものとする。

物件に係る契約等については、「習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運営業務委託事業者募集に係る企画提案書作成要領」及び仕様書のとおりとする。

(3) 契約の継続

契約は単年度毎に締結し、市が実施する利用者を対象としたアンケート等に基づき、委託事業者が継続して事業の実施をすることが妥当であると市が判断した場合は、最長3年間を限度とし、継続して委託契約を結ぶことができるものとする。

4. 提案上限額

(1) 提案上限額は下記のとおりとする。提案上限額には建物賃借料を含むが、敷金、礼金、更新料(以下「敷金等」という。)は(4)のとおりとする。

令和4年度: 6,386,500円(令和4年10月1日から令和5年3月31日)

【内訳】①人件費・事業費: 4,766,500円

②建物賃借料: 1,620,000円

(2) 令和5年度以降に契約を継続した場合は、契約額の上限額について、下記を予定している。

令和5年度: 12,773,000円(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

【内訳】①人件費・事業費: 9,533,000円

②建物賃借料: 3,240,000円

令和6年度: 12,773,000円(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

【内訳】①人件費・事業費: 9,533,000円

②建物賃借料: 3,240,000円

令和7年度: 6,386,500円(令和7年4月1日から令和7年9月30日)

【内訳】①人件費・事業費: 4,766,500円

②建物賃借料: 1,620,000円

(3) 事業費の見積は「習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運営委託事業者募集に係る企画提案書作成要領」の『項目番号9. 事業費』により積算すること。

(4) 開設準備期間に係る費用は委託事業者の負担とする。ただし、次の①、②については、限度額の範囲内で契約候補者と市との間で協議し、別途契約を締結する。

① 人件費・事務費

(ア) 限度額: 122, 000円

(イ) 引継ぎに要する人数及び日数は概ね以下のとおりである。

令和4年9月	・専任の職員(現場運営責任者)	1人	引継期間中の5日程度
令和4年9月	・専任の職員(現場運営責任者以外)	1人	引継期間中の5日程度

② 賃貸借契約を締結するにあたり、必要な敷金等

限度額: 540, 000円

(5) 契約保証金は免除とする。

(6) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第二種社会福祉事業に該当することから、本事業の委託料に係る消費税は非課税となる。

5. 応募資格要件

(1) 応募できる団体は、次のいずれかに該当する団体であるものとする。

- ① 保育所の運営及び子育て支援活動の実績を有する社会福祉法人
- ② 幼稚園及び認定こども園を運営する学校法人
- ③ 医療施設を経営する医療法人
- ④ 子育て支援活動の活動実績を有する特定非営利活動(NPO)法人
- ⑤ その他、子育て支援に関する活動を2年以上行っている団体等

(2) 応募できる団体は、以下の要件全てを満たすものとする。

- ① 習志野市から指名停止処分を受けている者ではないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てが行われていないこと。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)に規定する破産手続き開始の申立を行っていない、または破産手続き開始決定を受けていない者であること。
- ⑥ 2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けたことがなく、6か月以内に不渡手形、不渡小切手を出したことがないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる団体でないこと。また、役員等が同

法第2条第6号に掲げる暴力団員または習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に掲げる暴力団員等でないこと。

6. スケジュール

内 容	時 期
募集要項等の配布	令和4年5月 9日(月)～令和4年6月21日(火)
施設見学受付期間	令和4年5月10日(火)～令和4年5月23日(月)
施設見学※	令和4年5月17日(火)または5月24日(火)のいずれか1日(予定)
質問書の受付	令和4年5月16日(月)～令和4年5月25日(水)
質問書への回答	令和4年6月 3日(金)
応募書類(第一次審査書類)の受付	令和4年6月13日(月)～令和4年6月21日(火)
第一次審査結果通知	令和4年6月24日(金)(予定)
企画提案書(第二次審査書類)の受付	令和4年6月29日(水)～令和4年7月 6日(水)
プレゼンテーション・ヒアリング※	令和4年7月14日(木)または7月15日(金)のいずれか1日(予定)
第二次審査結果の公表	令和4年7月29日(金)(予定)
開設準備	令和4年9月 1日(木)～令和4年9月30日(金)
事業開始	令和4年10月1日(土)

※施設見学及びプレゼンテーション・ヒアリングの日程については別途連絡する。

7. 応募手続

(1) 募集要項等の配布

① 期間

令和4年5月9日(月)から令和4年6月21日(火)まで

② 配布方法

募集要項等を習志野市ホームページに掲載する。様式は必要に応じてダウンロードして使用すること。

(2) 質問書の受付

選考の公平・公正を図るため、募集要項に関する質疑及び回答を次のとおり行う。

① 受付期間

令和4年5月16日(月)から令和4年5月25日(水)まで

② 提出方法

質問書(様式5)に記載し、Eメールにより子育て支援課に提出すること。また、送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

③ 質問に対する回答

電話等による回答は行わない。

令和4年6月3日(金)(予定)に習志野市ホームページに掲載する。

(3)書類記入にあたっての留意事項

① 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

② 応募書類の変更

受付期間終了後の応募書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

ただし、サービスの向上につながるものや、軽微な変更等で審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める場合がある。

③ 追加資料の提出等

審査にあたって確認が必要となった場合、追加資料の提出を求めること、または聞き取りや調査等を実施する場合がある。また、他の自治体において子育て支援施設の運営実績がある場合、現場の視察をすることがある。

④ 提出書類の取扱い

(ア) 応募書類及び追加資料等の提出書類は返却しない。

(イ) 習志野市情報公開条例に基づき第三者に公開する場合がある。

(ウ) プロポーザルの実施に必要な範囲内において、複製、複写することがある。

(4)失格事項

応募者が次の要件に該当する場合は失格とし、審査の対象から除外する。また、委託事業者決定後に発覚した場合については、決定を取り消すことがある。この場合、既に要した費用等を本市は弁済しない。

① 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。

② 提出書類に虚偽または不正があった場合。

③ 提出書類の提出方法、提出期限、提出様式を守らないとき。

④ 同一の者が複数の提案をしたとき。

⑤ 提案上限金額を超える金額を提案したとき。

⑥ 応募者及び応募者の関係者が、選考委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行ったとき。

⑦ その他、選考委員会が不適格と認めたとき。

8. 施設見学

(1)施設見学日

令和4年5月17日(火)または令和4年5月24日(火)とする。

日時、集合場所等は別途通知する。

(2)施設見学受付期間

令和4年5月10日(火)午前9時から令和4年5月23日(月)午後5時まで

(3)施設見学予約方法

会社名・担当者名・FAX番号が記載されている名刺等の書類をEメールまたはFAXにより提出すること。また、送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

施設見学は、先着順に調整し、EメールまたはFAXにて日時を通知する。

(4) 注意事項

- ① 1者につき、3人以内とすること。
- ② カメラ等による撮影は不可とする。
- ③ 見学時には、本事業に関する質問は受けしない。

9. 応募書類(第一次審査書類)の受付

(1) 受付期間

令和4年6月13日(月)から令和4年6月21日(火)

(2) 提出先・提出方法

- ① 電話予約の上、習志野市こども部子育て支援課へ持参(受付時間は、平日の午前9時から午後5時までに限る)、もしくは郵送(書留)または宅配とする。
- ② 封筒には「きらっ子ルームやつ応募書類在中」と朱書し、締切日必着とする。
- ③ Eメール・FAX等では受付をしない。

(3) 提出書類

	提出書類	様式等
①	習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託事業者応募申込書	様式1
②	法人・団体及び運営施設の概要	様式2
③	会社案内、事業概要	パンフレット等
④	印鑑登録証明書	発行から3か月以内
⑤	法人の登記簿または登記事項証明書	発行から3か月以内
⑥	定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	
⑦	直近1年間の国税の納税証明書 (法人税及び消費税)	発行から3か月以内 ※
⑧	直近1年間の地方税の納税証明書 (法人事業税及び地方消費税)	発行から3か月以内 ※
⑨	過去3年分の貸借対照表、損益計算書	
⑩	誓約書	様式6

※国税、地方税の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書(書式自由)

(4) 提出部数・留意事項

- ① 「①習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託事業者応募申込書(様式1)」、「②法人・団体及び運営施設の概要(様式2)」、及び「⑨過去3年分の貸借対照表、損益計算書」は10部(正本1部、副本9部)、その他の書類は1部とする。
- ② 正本は、応募者名を記載したものを提出すること。副本9部は、写しで可とするが、応募者名を特定できないように塗りつぶし等を行うこと。

(5) 辞退

申込書提出後に辞退する場合は、令和4年7月1日(金)までに、公募型プロポーザル参加辞退届(様式4)を提出すること。

10. 企画提案書(第二次審査書類)の受付

(1) 受付期間

令和4年6月29日(水)から令和4年7月6日(水)

(2) 提出先・提出方法

- ① 電話予約の上、習志野市こども部子育て支援課へ持参すること。
- ② 受付時間は、平日の午前9時から午後5時までに限る。

(3) 提出書類

企画提案書(様式3)

(4) 提出部数・留意事項

- ① 10部(正本1部、副本9部)
- ② 作成にあたっては、「習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運営業務委託事業者募集に係る企画提案書作成要領」を参照のこと。
- ③ 正本は、応募者名を記載したものを提出すること。副本9部は、写しで可とするが、応募者名を特定できないように塗りつぶし等を行うこと。
- ④ 書類の作成は、原則A4版、縦方向とし、横書き、字体は「MSPゴシック」、フォントは12ポイントとすること。
- ⑤ 書類は、A4版2穴ファイルに片面印刷、左綴じで編冊し、区分ごとにインデックスを付すこと。(A3版はA4版サイズに折り込むこと。)
- ⑥ ファイルの表紙及び背表紙には、タイトルを「習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運営業務委託運営事業者企画提案書」とし、事業者名称及び正本・副本の別を表示すること。

<表示例>

<p>習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ) 運営業務委託事業者企画提案書(正本) △△△法人●●●●</p>
--

11. 選考方法

応募者については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき、候補者を決定する。なお、応募者がいない場合または審査の結果により全ての応募者が候補者として適当でないと判断した場合は、候補者の決定を行わない場合がある。

(1) 第一次審査(書類審査)

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者を選定する。第一次審査では、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認し、応募資格要件を欠いている

応募者は失格とする。

審査の結果については、令和4年6月24日(金)(予定)に応募者へ通知する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

応募者のうち第一次審査を通過した者に対し、「習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託事業者公募選考委員会」(以下、「選考委員会」という。)による第二次審査を行う。選考は、提出された提案書及びヒアリング内容等により、審査・選考を行う。その後、市長が契約候補者を決定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングについては、以下のとおりとする。

- ① 応募者は、選考委員会委員を対象に、きらっ子ルームやつに対する考え方や運営方針等について、プレゼンテーションを実施する。
- ② 日程
令和4年7月14日(木)または7月15日(金)のいずれか1日を予定しており、詳細は個別に通知する。
- ③ プレゼンテーションは、1事業者30分程度とし、冒頭15分以内で応募者からのプレゼンテーションを受け、その後、本市からのヒアリングを15分程度実施する。入退室の時間は含めないものとする。
- ④ プレゼンテーションでの説明内容は、提案書の記載内容以外の新たな提案及び資料の配布は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの方法は、スピーチを基本とし、パワーポイント等の映写による補完も可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源は、市で用意するが、パソコンは応募者が用意すること。
- ⑥ 応募者の出席については、1事業者3名以内とし、法人理事長(団体にあつてはその代表者)または法人(団体)の運営に係る理事、施設長予定者の出席を必須とし、法人(団体)担当職員は1名に限り出席を認める。ただし、法人(団体)から委託等されたコンサルタント等の事業者の出席は認めない。

12. 審査基準

(1) 審査は、選考委員会が定める選考基準に基づき、下記の観点から行う。

- ① 応募事業者の理念が事業目的と合致しているか。
- ② 安全かつ的確に運営することのできる施設・組織体制が整っているか。
- ③ 交流の場の提供の実施方法、相談・援助の実施方法、講座・イベントの企画が充実しているか。
- ④ 応募事業者が地域の団体・ボランティアと連携して施設運営を行うことができる者であるか。
- ⑤ 見積の内容が妥当で、かつ、安定した運営を行うことができるか。

(2) 同点の場合の選考方法

合計得点の最も高い者が2者以上あるときは、下記の方法により選考する。

- ① 見積金額が最も低い者を契約候補者とする。

- ② 見積金額が最も低い者が2者以上あったときは、該当対象者について市がくじ引きを行い、契約候補者を決定する。

13. 選定結果の通知公表

委託事業者の選定結果は、応募者に令和4年7月29日(金)(予定)に文書で通知するとともに、市ホームページにおいて第1位契約候補者名及び評価結果を公表する。

ただし、審査結果についての開示要請があった時は、第2位以下の候補者名及び評価結果を公表する場合もある。

14. 契約協議及び契約

市は第一位契約候補者と契約締結交渉を行う。その場合、契約金額は本プロポーザルにおいて候補者が提案した金額以内とする。

第一位契約候補者と市との契約締結交渉が不調となった場合、市は評価により順位付けられた上位の者から順に契約締結交渉を行う。

15. 問合せ先

担 当 課	習志野市こども部子育て支援課(担当:大津・山内)
住 所	〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
電 話	047-451-1151 内線398
ファクシミリ	047-453-9020
E - m a i l	kosien@city.narashino.lg.jp